

環境を取り巻く社会的動向

1 世界の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全などの目標が設定されています。これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが大切です。

地域においては、SDGs の理念である「誰一人取り残さない」、目標 17 の「パートナーシップ (あらゆるステークホルダーなどの参加)」のもと、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こすことが必要です。

● 持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

(3) 気候変動

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす、最も深刻な環境問題です。温暖化の主な要因は、人類が消費する大量の化石燃料に起因する、CO₂をはじめとした温室効果ガスの増加であることが、ほぼ特定されています。

1) IPCC 第5次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、昭和63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）のもとに設立された組織で、195か国・地域が参加しています。気候変動に関する最新の科学的知見についてとりまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

IPCCは、平成2（1990）年に第1次評価報告書を発行して以来、5年から7年ごとにその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、平成25（2013）年から平成26（2014）年にかけて第5次評価報告書を公表しました。平成27（2015）年からは、第6次評価報告書の作成プロセスがはじまっています。

第5次評価報告書には、下記の点などが示されています。

<第5次評価報告書の要点（一部抜粋）>

- ①人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。（可能性95%以上）
- ②温暖化については「疑う余地がない」。
- ③今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は0.3～4.8℃である可能性が高い。
- ④今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は0.26～0.82mである可能性が高い。

2) パリ協定

平成27（2015）年11月～12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択されました。

本協定では、下記の点などが規定されています。

<パリ協定の要点（一部抜粋）>

- ①産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。
- ②そのため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- ③各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、5年毎に更新する。
- ④今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

3) 1.5°C特別報告書

平成 30 (2018) 年 10 月の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 48 回総会で、1.5°C 特別報告書 (正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈において工業化以前の水準から 1.5°C の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス (GHG) 排出経路に関する特別報告書」) が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、下記の点などが示されています。

<1.5°C 特別報告書の要点 (一部抜粋) >

- ①産業革命前からの世界の平均気温上昇が平成 29 (2017) 年時点で約 1°C となっており、同じ度合いで進行し続けると 2030 年から 2052 年までの間に 1.5°C 上昇する可能性が高い。
- ②平均気温上昇を 2°C ではなく 1.5°C に抑制することには、明らかな便益がある。
- ③平均気温上昇が 1.5°C を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO₂ 排出量を正味ゼロとする必要がある。
- ④これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ (交通と建物を含む。) 及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行 (transitions) が必要である。

(4) 生物多様性

都市においても、人々が生態系サービスを継続的に受けられるよう、生物多様性の確保と持続的な利用に係る施策を進めていくことが必要です。このため、都市住民が利用できる身近な自然とのふれあいの場を確保し、自然や生物多様性の重要性について理解を促進することなども重要となっています。

1) 生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成 22 (2010) 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011-2020 には、下記のビジョン、ミッションが設定され、これらを達成するための 20 の個別目標 (愛知目標) が示されています。

<ビジョン (中長期目標【2050 年】) >

- 自然と共生する世界 (生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界)

<ミッション (短期目標【2020 年】) >

- 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

2) 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書

平成 31 (2019) 年 4 月～5 月の生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 7 回会合で、地球規模の生物多様性及び生態系サービスを評価した報告書が受理され、政策決定者向け要約が承認・公表されました。

政策決定者向け要約には、下記の点などが示されています。

<政策決定者向け要約の要点（一部抜粋）>

- ①生物の約 100 万種が存続を脅かされており、その多くは今後数十年内に絶滅する可能性がある。脊椎動物では 16 世紀以降、すでに 680 種が絶滅した。現在、両生類の 40%、造礁サンゴの 33%、昆虫類の 10%、海洋哺乳類の 3 分の 1 が絶滅の危機にある。
- ②自然環境が変化した主要な原因は人間活動にある。影響の大きいものから順に 1) 陸地と海洋の利用、2) 生物の利用、3) 気候変動、4) 汚染、5) 侵略的外来種と考えられる。
- ③このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容（transformative change）により、2030 年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性がある。

(5) 海洋プラスチックごみ

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

令和元（2019）年 6 月の G20 大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

2 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」、「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGs の考え方も活用して分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

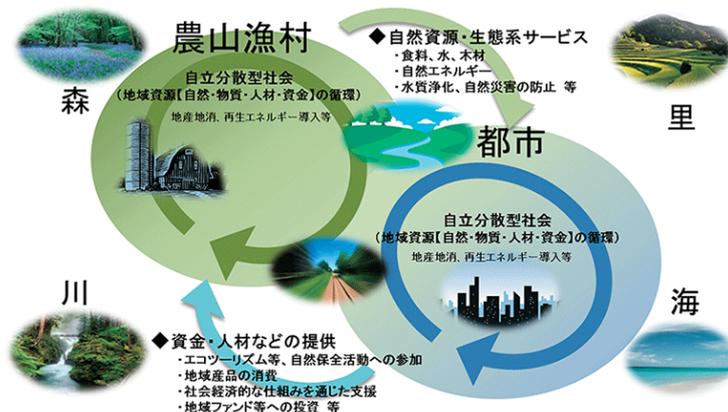
● 6 つの重点戦略

6 つの重点戦略

<p>① 持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>② 国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点 + 再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④ 健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革 + CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進 + 森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

出典：第五次環境基本計画の概要 (2018 年 環境省)

● 地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画の概要 (2018 年 環境省)

(2) 地球温暖化対策計画

平成 27 (2015) 年 12 月に採択された「パリ協定」や同年 7 月に国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

本計画には、下記の点などが示されています。

<地球温暖化対策計画の要点（一部抜粋）>

- ①温室効果ガス排出量を 2030 年度に平成 25 (2013) 年度比で 26.0%削減するという中期目標の達成に向けて着実に取り組む。
- ②主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%削減を目指す。
- ③「環境エネルギー技術革新計画」などを踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。

(3) 気候変動適応法及び気候変動適応計画

気候変動によるさまざまな影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 (2015) 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

また、平成 30 (2018) 年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月に施行されるとともに、同法に基づいた「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

本計画では、7つの「基本戦略」を設定し、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進していくこととしています。

● 7つの基本戦略

基本戦略		7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進	
1	あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む 農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進	4	地域の実情に応じた気候変動適応を推進する 地域計画の策定支援、広域協議会の活用
2	科学的知見に基づく気候変動適応を推進する 観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進	5	国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する 国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開
3	研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する 国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携	6	開発途上国の適応能力の向上に貢献する アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援
		7	関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する 気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

出典：気候変動適応計画について（2018年 環境省）

(4) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

令和元（2019）年6月に、パリ協定に基づく温室効果ガスの低排出型の発展のための長期的な戦略となる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の点などが示されています。

<パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の要点（一部抜粋）>

- ①最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に取り組む。
- ②上記のビジョンの達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指す。
- ③ビジョン実現のためのイノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策などを推進していく。

(5) 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成22（2010）年10月に採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成24（2012）年9月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の長期目標、短期目標が設定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性としての5つの基本戦略が示されています。

<長期目標（2050年）>

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

<短期目標（2020年）>

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

(6) 第四次循環型社会形成推進基本計画

経済成長と人口増加に伴い、世界における資源消費量が増大しているため、天然資源の減少や廃棄物の増加などが懸念されています。このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、3Rの適切な推進を図り「循環型社会」を形成していくことが求められます。

平成30（2018）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

本計画には、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

● 7つの柱の将来像

持続可能な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 				

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画の概要（2018年 環境省）

（7）環境研究・環境技術開発の推進

令和元（2019）年5月に、中長期（2030年、2050年）のあるべき持続可能な社会の姿をにらみながら今後5年間で取り組むべき環境研究・技術開発の重点課題やその効果的な推進方を提示する「環境研究・環境技術開発の推進戦略」が環境大臣決定されました。

本戦略には、下記の点などが示されており、環境省ではこの戦略に基づき環境研究・環境技術開発を推進しています。

< 環境研究・環境技術開発の推進戦略の要点（一部抜粋） >

- ① 地域循環共生圏がビルトインされた社会を目指してAI・IoTなどのICTを最大限に活用し、持続可能な社会に向けた価値観・ライフスタイルの変革、グローバルな課題の解決などを支える研究・技術開発等を推進する。
- ② 国立環境研究所、競争的資金制度の活用により、研究開発成果の社会実装や人材育成を一層促進する。

3 東京都の動向

1) 東京都環境基本計画 2016

平成 28 (2016) 年 3 月に、「東京都環境基本計画 2016」が策定されました。

本計画には、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられ、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点のもとで、5つの政策が示されています。

地球温暖化に伴う気候変動への対策については、「政策1 スマートエネルギー都市の実現」のなかで、2030年までに平成12(2000)年比で温室効果ガス排出量を30%削減、エネルギー消費量を38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を30%程度にすることなどが示されています。

●東京都環境基本計画 2016 の概要

政策展開の視点		目標年次
◆最高水準の都市環境の実現 ◆サステナビリティ ◆連携とリーダーシップ		2020年 / 2030年
「世界一の環境先進都市・東京」の実現 政策の柱	政策1 スマートエネルギー都市の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減(2000年比) ●2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度 ●2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150カ所 <ul style="list-style-type: none"> ▶中小規模事業所等への取組支援 ▶住宅の省エネ性能向上 ▶地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大 ▶水素エネルギーの普及・拡大
	政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度の一般廃棄物リサイクル率37% ●2030年度に最終処分量を25%削減(2012年度比) <ul style="list-style-type: none"> ▶食品ロス削減の促進 ▶事業系廃棄物のリサイクルの促進 ▶先進企業等と共同したモデル事業の実施 ▶新たなスタイルによる公共空間の美化
	政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力の掘り起し <ul style="list-style-type: none"> ▶花と緑による都市環境の向上 ▶生物多様性に配慮した緑化の推進 ▶多様な主体の参画による自然環境の保全 ▶新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討
	政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下 ●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加 <ul style="list-style-type: none"> ▶低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の普及拡大 ▶暮らしに身近な低VOC商品の選択促進 ▶クールスポットなど暑熱環境の改善
	政策5 環境施策の横断的・総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進 ●環境学習、環境広報の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ▶世界の諸都市との政策連携・技術協力 ▶都民、NGO/NPO、企業等との連携 ▶次世代の人材育成等の充実・強化 ▶東京都環境科学研究所の機能強化

出典：東京都環境基本計画（概要版）（2016年 東京都）

2) コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）

東京都は、平成27(2015)年10月から、気候変動対策として世界最大規模の都市間連携となる「コンパクト・オブ・メイヤーズ（首長誓約）」の取組に参加しています。

これにより、キャップ・アンド・トレードといった先駆的な環境施策で培ってきた経験やノウハウを世界の大都市と共有するなど、地球規模の環境問題の解決に積極的に取り組んでいます。

3) 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成 24 (2012) 年 5 月に、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

本戦略には、下記の将来像が設定され、「まもる」、「つくる」、「利用する」という 3 つ視点で目標と施策が示されています。

<緑施策によって目指すべき東京の将来像>

- ①四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- ②豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- ③東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

4) 都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～

平成 28 (2016) 年に、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の「3 つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるための「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」が策定されました。

本計画には、環境に関して下記の政策などが示されています。

<2020 年に向けた実行プランに示された環境に関する政策>

○セーフ シティ

政策の柱 3 豪雨・土砂災害対策～大雨が降っても、あふれない・くずれない～

○スマート シティ

政策の柱 1 スマートエネルギー都市～世界をリードする、スマートエネルギー都市を目指そう～

政策の柱 2 快適な都市環境の創出～クール・クリーンで、快適な都市をつくろう～

政策の柱 3 豊かな自然環境の創出・保全～水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくろう～

政策の柱 5 交通・物流ネットワークの形成～ヒトやモノの流れがスムーズな都市をつくろう～

(参考) 世界、国、東京都のその他の動向 (2015 年度以降)

●世界、国、東京都のその他の動向 (2015 年度以降)

年度		世界	国	東京都
西暦	和暦			
2015	平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議開催 ・パリ協定採択 ・SDGs 採択 ・海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画合意 ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 4 回会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の約束草案提出 ・気候変動の影響への適応計画策定 ・生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書 (JB02) 公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・オブ・メイヤーズ (首長誓約) 参加
2016	平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約第 22 回締約国会議開催 ・生物多様性条約第 13 回締約国会議開催 ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 5 回会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境基本計画 2016 策定 ・緑確保の総合的な方針改定
2017	平成 29	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議開催 ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 6 回会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋議定書締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりのグランドデザイン策定 ・東京の自然公園ビジョン策定 ・第 5 期東京都第二種シカ管理計画策定
2018	平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議開催 ・1.5℃特別報告書公表 ・生物多様性条約第 14 回締約国会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画策定 ・気候変動適応法制定 ・気候変動適応計画策定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 	
2019	令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 総会第 7 回会合開催 ・生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書 (政策決定者向け要約) 公表 ・大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ・プラスチック資源循環戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都庁プラスチック削減方針策定